

第 10 章	地方自治	名前:	日 付	No.03

[問題 1]

次の表は、地方自治の直接請求権に関するものである。表の空欄に記入すべき適語を記入しなさい。

請求の種類		必要な署名数	取り扱い
(①)の制定・改廃の請求		有権者の(②)以上	首長が議会にかけ、結果を公表
監査請求		有権者の(②)以上	監査結果を公表、議会や首長に報告
議会の(③)請求		有権者の(④)以上	(⑤)の結果、過半数の同意で解散
(⑥)の請求	議員・首長	有権者の(④)以上	(⑤)の結果、過半数の同意で失職
	副知事など	有権者の(④)以上	議会にかけ、3分の2以上の議員が出席し、4分の3以上の同意で失職

[解答欄]

① 条例	② 50 分の 1	③ 解散	④ 3 分の 1
⑤ 住民投票	⑥ 解職		

[解説]

(直接請求権の種類)

直接請求権	必要な署名数	請求先
条例の制定・改廃の請求	50 分の 1 以上	首長
監査請求		監査委員
議会の解散請求	3 分の 1 以上	選挙管理委員会
首長や議員の解職請求		選挙管理委員会

通常、地方の政治も、住民が選挙で選んだ首長や議員によって行われる代議制(間接民主制)がとられている。しかし、一定数の署名によって、条例の制定などを地方公共団体に直接求める**直接請求権**が保障されている。**条例の制定・改廃請求**と**監査請求**のための署名数は、有権者総数の **1/50** 以上と比較的ゆるやかである。条例の制定・改廃の請求は**首長**に対して行い、首長は 20 日以内に議会を招集して採決にかけなければならない。監査請求は**監査委員**に対して行い、監査委員は監査を実施して、その結果を発表しなければならない。**議会の解散請求**と**首長や議員の解職請求**は、いったん選挙で選んだ者の職を奪うものである所以、必要な署名数は、有権者総数の **1/3** 以上と、かなり厳しい条件がつけられている。投票がからんでくるので、**選挙管理委員会**に対して請求を行う。選挙管理委員会は、解職(解散)について投票を実施し、過半数の賛成で、解職(解散)が成立する。

[問題 2]

次の表を見ながら、各問いに答えなさい。

種類	必要な署名数	提出先
条例の制定および改廃	有権者の(①)以上	首長
監査	有権者の(①)以上	(③)
首長・議院の解職	有権者の(②)以上	(④)

- (1) 表の①～④にあてはまる数字や語句を書きなさい。
 (2) 表のように住民に認められている権利を何といいますか。

[解答欄]

(1)①50 分の 1	②3 分の 1	③監査委員	④選挙管理委員会	(2) 直接請求権
-------------	---------	-------	----------	-----------

[問題 3]

条例の制定やリコール、地方議会の解散などを求めることのできる住民に認められている権利とは何か。

[解答欄]

直接請求権

[問題 4]

地方公共団体の住民に直接請求権が認められている理由を簡単に説明しなさい。

[解答欄]

地域の政治は住民に身近なものであり、住民の意思を直接反映させることが適当であるから。

[問題 5]

次の各問いに答えなさい。

- (1) 住民の意思を地域の政治に反映させるための、条例の制定や地方議会の解散などを求める権利を何といいますか。
- (2) ①(1)にある『条例の制定』を求めるには、地域の有権者の何分の 1 以上の署名が必要ですか。②また、その請求先はどこですか。

[解答欄]

(1) 直接請求権	(2)①50 分の 1 以上	②首長
-----------	----------------	-----

[解説]

4 つの直接請求権のうち、条例の制定改廃請求と監査請求については、請求を行うために必要な署名数は有権者総数の **50 分の 1** と比較的少なくてすむ。条例の制定・改廃の請求は**首長**に対して行い、首長は 20 日以内に議会を招集して採決にかけなければならない。監査請求は**監査委員**に対して行い、監査委員は監査を実施して、その結果を発表しなければならない。

これに対し、**議会の解散請求**と**首長や議員の解職請求(リコール)**は、いったん選挙で選んだ者の職を奪うものであるため、必要な署名数は、有権者総数の **3 分の 1 以上**と、かなり厳しい条件がつけられている。

投票がからんでくるので、**選挙管理委員会**に対して請求を行う。選挙管理委員会は、解職(解散)について**住民投票**を実施する。解散(解職)に過半数の賛成が得られたときは、解職(解散)が成立する。

[問題 6]

次の各問いに答えよ。

- (1) 住民には、一定数の署名を集めることで、首長や議員の解職を求める直接請求権が認められている。この解職請求の別名を、次の[]から選んで答えよ。

[イニシアチブ オンブズマン リコール レファレンダム]

- (2) A 市の場合、(1)には何名の署名が必要か答えよ。ただし、A 市の有権者数は 53、021 人とする。

[解答欄]

(1) リコール	(2) 17、674 名以上
----------	----------------

[問題 7]

次の新聞記事の要約を読み、下の各問いに答えなさい。

2000 年 1 月 23 日、徳島県徳島市では、吉野川に可動堰をつくるという国の計画について、()が実施された。特定の問題をめぐって()を実施するには、(a)条例を制定することが必要である。そのため、これに先立ち、可動堰建設に反対する人々によって有権者の(b)署名が集められ、条例制定が(c)直接請求された。

- (1) 文中の()には「地域にとって重要な問題について、住民の賛否を問う投票」を表す語句が入ります。その語句を書きなさい。
- (2) 下線部 a について条例を制定するのはどこですか。
- (3) 下線部 b について、この場合、①有権者の何分の 1 以上の署名が必要ですか。
②また、請求先はどこですか。
- (4) 下線部 c について、直接請求できることは条例制定のほかに何がありますか。

次のア～オから 3 つ選びなさい。

- ア 首長・議員のリコール イ 議会の解散請求 ウ 憲法改正
エ 監査請求 オ 国政の調査

[解答欄]

(1) 住民投票	(2) 市議会	(3) ①50 分の 1	②首長	(4) ア、イ、エ
----------	---------	--------------	-----	-----------

[解説]

【住民投票を行う3つの場合】

- ・特定の地方に適用される特別法→住民投票
- ・直接請求権(議会解散, 首長や議員の解職)→住民投票
- ・民意を問う必要→条例を制定→住民投票

住民投票が行われるのは、次の 3 つの場合である。

- ① 国会が特定の地方公共団体だけに適用される法律(特別法)をつくるときは、住民投票を実施して、過半数の賛成を得なければならない。この手続きによって制定された特別法としては、広島平和記念都市建設法、長崎国際文化都市建設法、首都建設法などがある。
- ② 有権者の 3 分の 1 以上の署名で、議会解散請求や首長・議員の解職請求がなされたとき、その可否を問う住民投票が実施される。たとえば、市長の解職請求がなされると、選挙管理委員会は住民投票を実施する。住民投票の結果、過半数が解職に賛成であった場合、市長は解職される。その後、市長を選び直す選挙が実施される。
- ③ 最近では、産業廃棄物処理場の設置、原子力発電所の建設、市町村合併など、地域の重要な問題について住民の意思を問うための住民投票が行われるようになった。このタイプの住民投票を行うためには、まず、その住民投票を実施するための条例を制定しなければならない。ただし、住民投票の結果に法的拘束力はない。

[問題 8]

ボランティア活動など、利益を得ることを目的とせずにつくられた組織のことを何とといいますか。

[解答欄]

NPO

[解説]

NPO とは、Not-for-Profit(利益) Organization(組織)の略称で、ボランティア活動など、利益を得ることを自的とせずにつくられた組織のことである。行政に頼らず、地域のための活動を独自に行う非営利組織などがある。

1995 年の阪神・淡路大震災を契機に市民活動団体、ボランティア団体等で法人格の必要性がクローズアップされ、市民活動団体の法人格取得を容易にするため、1998 年に特定非営利活動促進法が制定された。